

木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書

平成23年6月22日

国土交通省中部地方整備局

目 次

- I. 木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画検討の基本的考え方
 - 1. 不法係留船対策に係る計画策定の目的
 - 2. 不法係留船対策に係る計画策定の方法
 - 3. 係留船舶及び係留施設の取扱い
 - 4. 計画の対象区域

- II. 重点的撤去区域設定及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画
 - 1. 不法係留船の現状と問題点
 - 2. 重点的撤去区域設定の基本的な考え方
 - 3. 強制的な撤去措置の進め方
 - 4. 年次計画（平成 23～27 年度 重点的撤去区域設定及び強制的な撤去措置）

- III. 係留・保管施設等に係る年次計画
 - 1. 係留施設の現状と問題点
 - 2. 年次計画（平成 23～27 年度）

- IV. その他
 - 1. 条例整備に向けた取り組み
 - 2. 関係者への広報啓発活動の取り組み
 - 3. 計画推進のための体制整備
 - 4. 年次計画の実効確保

I. 木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画検討の基本的考え方

1. 不法係留船対策に係る計画策定の目的

河川区域内の不法係留船は、洪水の流下の阻害、護岸への係留杭設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等の損傷、河川工事の実施の支障等の治水上の支障のほか、油漏れによる水質事故の発生、一般公衆の自由使用の妨げ、景観の阻害等さまざまな面で河川管理上の支障を引き起こしているところである。(資 1)

河川管理者として撤去指導等をはじめとする対策を従来から講じてきたところであるが、平成18年の実態調査では係留船舶数1,478隻のうち無許可船舶は704隻となっており、平成21年度に河川管理上の支障が著しい箇所について簡易代執行を実施し、平成22年度においても強制的な撤去措置(簡易及び行政代執行)を実施してきたところである。(資 2,3)

しかしながら、不法係留船の数が多く係留場所も多数散在しており、一挙に強制的な撤去措置を実施することが困難となっている等の状況にあることから、これらに対処するため実効ある対策を計画的に講ずる必要がある。

そのため、「計画的な不法係留船対策の促進について」平成10年2月12日付建設省河政発第16号河川局長通達等に基づき、河川整備方針、河川整備計画、河川環境管理計画、河川空間管理計画及び水面利用ルール等と整合を図り、木曾三川下流部の水面利用の経緯及び現状を踏まえたうえで、自然環境と調和の取れた安全で快適な河川利用の推進を図るために本計画を策定することとする。(資 7)

2. 不法係留船対策に係る計画策定の方法

河川管理者、関係行政機関、沿川自治体等が一体となって共通の目標を設定することが必要であり、規制措置、係留施設管理、係留及び保管施設整備、水面や水際の秩序ある保全と利用に関する将来像等について、「木曾三川下流部船舶対策協議会」での協議を通じて河川管理者が策定していくものである。

当該協議会は、学識者、愛知県、岐阜県、三重県、沿川自治体、警察、海上保安庁及び国土交通省で構成する。(資 8)

3. 係留船舶及び係留施設の取扱い

木曾三川下流部において船を利用した生業等が古くから営まれてきているが、平成18年の係留船実態調査では、1,478隻の係留船のうち、不法係留船は704隻(漁船422、漁船以外282)となっている。(資 4,5,6)

係留施設は、河川改修時等において生業船等の係留場所として整備した変形護岸(許可施設)及び、船頭平長良川水路に整備した際、10年間の暫定係留施設とした防災栈橋があり、変形護岸においては係留船舶の不存在、無許可使用の増加や不法

工作物の設置等が課題となっている。(資 9,10)

これらの課題解決に向け、係留船舶及び係留施設の取扱いが重要なポイントとなるが、「計画的な不法係留船対策の促進について」平成10年6月19日付河川局水政課長、河川環境課長及び治水課長通達では、不法係留船の定義についての(1)において、「不法係留船とは、その係留に河川法第24条、第26条等の規定に基づく河川管理者の許可が必要であるにもかかわらず当該許可を得ずして係留している船舶をいい、それがプレジャーボート等のレジャーの用に供するものであるか、漁船等の事業の用に供するものであるかを問わない。ただし、不法係留船対策の実施に当たり、地域の慣行を踏まえ、生業を行うために必要な船舶とレジャーの用に供する船舶とで扱いを異にすることは、不合理ではない。したがって、漁船等の事業の用に供する船舶については、例えば、暫定係留施設への係留を優先的に認めること、港湾区域又は漁港区域との重複区域において船舶係留施設の占用を認めること等の柔軟な対応を行うこととされたい。」とされていることから、上記通達に基づくとともに木曾三川下流部における歴史的経緯を踏まえ、本計画における係留船舶及び係留施設の取扱いを以下のとおりとする。(資 11)

(1) 変形護岸許可係留対象船舶の取扱い

木曾三川下流部における変形護岸に許可係留できる船舶は、船を利用した生業の維持及び河川管理上の観点から、下記(ア)(イ)に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。

(ア) 漁船

水産業協同組合法第2条第1項における漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有し必要な法定点検を受けている船であり、漁船登録に該当する船は登録(漁船法第10条第1項)済みのもの。小型船舶登録に該当する船は登録(小型船舶の登録等に関する法律第6条第1項)済みのもの。漁船及び小型船舶登録や船舶検査に該当しない船は漁業協同組合もしくは漁業生産組合の管理責任において認めたもの。

(イ) 漁船以外の生業船

関係する法律の許可、届出や登録等がされている、遊漁船業船、定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船、起重機・作業船等の特殊船とする。

遊漁船業船は遊漁船業の適正化に関する法律第2条第2項にいう船舶で同法第3条第1項による登録を受けた遊漁船業に供するもの。

定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船は海上運送法第2条第1項にいう海上運送事業及び内航海運業法第2条にいう内航運送であって係る法律の許可、届出及び登録を受けた業に供するもの。

起重機・作業船等の特殊船は河川工事や警戒業務に従事するもの。

(2) 暫定係留施設（船頭平）に暫定許可係留している船舶の取扱い

不法係留船対策により暫定係留施設（船頭平）に暫定係留を認めた船舶については、平成27年3月31日の暫定係留期限到来後は占用廃止することから自助努力で新たな係留場所を確保しなければならない。

但し、Iの3.(1)(ア)(イ)に合致する船舶については整理集約後の変形護岸に占有者の係留許可を得たのちに係留することは可能とする。

(3) 許可施設以外に不法係留している生業船の取扱い

不法係留船のうち、Iの3.(1)(ア)(イ)に合致する生業船は自助努力によって係留場所を確保しなければならないが、整理集約後の変形護岸に占有者の係留許可を得たのちに係留することは可能とする。

(4) 係留施設の取扱い

(ア) 変形護岸について

占有者は許可係留する船舶についてIの3.(1)(ア)(イ)に合致させるものとし、不法係留の排除及び不法工作物の撤去など適切な管理運営を行うこととする。

(資9)

係留船舶が減少している変形護岸は集約し、係留船舶が存在しない変形護岸は占用廃止する。

但し、占用廃止した変形護岸について、沿川自治体が新たに水面利用のための離発着場所として占有することは可能とする。

(イ) 暫定係留施設（船頭平防災棧橋）について

不法係留船対策として10年間の暫定係留を防災棧橋に認めたものであり、不法係留船対策の目的や防災棧橋の設置・利用目的に鑑み期間経過後は暫定係留施設としての占用は廃止する。(資10)

(ウ) 出水時等における避難場所の確保

変形護岸に許可係留している船舶の所有者は、出水時等における船舶の避難場所を確実に確保するものとする。

4. 計画の対象区域

本計画の対象区域は木曾川、長良川及び揖斐川の木曾三川下流部（木曾川下流河川事務所管内）とする。(資12)

Ⅱ. 重点的撤去区域設定及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

1. 不法係留船の現状と問題点

(1) 河川区域内における船舶の係留については、係留杭等の施設を設置して係留する場合には河川法第24条、第26条等の規定に基づく河川管理者の許可が必要であり、係留施設を設置することなく係留する場合においては当該係留が通常の一時的係留でない場合には、法第24条等の規定に基づく河川管理者の許可が必要である。

また、河川区域と港湾区域が重複する区域については、港湾法第37条の規定に基づく港湾管理者の許可が必要である。(資11)

(2) H18年調査による木曾三川下流部の係留船舶は、係留船舶数1,478隻のうち、許可船舶774隻、無許可船舶704隻、不法工作物(栈橋等)124カ所となっている。(資4,5,6)

これら河川法の許可に基づかない不法係留船及び不法工作物は、洪水の流下阻害(流出による橋脚引っ掛かり等)、河川管理施設等への損傷(護岸への係留杭打ち込み、流出による橋脚や排水機場損傷等)、河川工事への支障、油漏れ等の水質事故や騒音の発生、景観の阻害、一般公衆の使用の妨げ等様々な面で治水上及び河川管理上の支障を増大させ、河川環境の悪化をもたらしている。(資1)

2. 重点的撤去区域設定の基本的な考え方

河川管理者が不法係留船対策を適正に実施するため、重点的に強制的な撤去措置を講ずる必要があると認められる河川の区域(以下「重点的撤去区域」という。)を次の観点から設定するものとする。

優先順位は不法係留船の隻数、不法係留船に占める所有者不明の割合等の状況を勘案して決定する。

(1) 流路特性

洪水時等に著しく流下を阻害する区域及び狭窄部、水衝部、湾曲部、渦流発生区域。

(2) 河川管理施設等

水門、橋梁等施設付近の区域。

(3) 環境保全

動植物の生態を保全する必要がある区域やゴミの不法投棄、騒音等により環境の悪化が懸念される区域。

(4) 水辺の利用等

親水公園等水辺の利用を推進する区域。

(5) 水域管理

沈没船や廃船が放置されている区域で水域管理上支障のある区域。

(6) 河川工事

河川工事が早期に予定される区域。

3. 強制的な撤去措置の進め方

(1) 重点的撤去区域及び強制的な撤去措置の周知については、木曾三川下流部船舶対策協議会等を通じて、様々な手法により実施するものとする。

(2) 強制的な撤去措置については、不法係留船及び不法工作物等について所有者の確知作業を行い、所有者不明船舶等は簡易代執行を実施する。

所有者が判明した船舶等は撤去指導を行い、是正がされない場合は河川法に基づく監督処分や行政代執行法に基づく措置等を執るものとする。(資 13)

4. 年次計画（平成 23～27 年度 重点的撤去区域設定及び強制的な撤去措置）

重点的撤去区域における不法係留船のうち、生業船であって I の 3. (1) (ア) (イ) に合致する船舶は自助努力によって係留場所を確保しなければならないが、整理集約後の変形護岸に占有者の係留許可を得たのちに係留することは可能とする。

(1) 重点的撤去区域及び強制的撤去措置実施年度は下記のとおりとする。

木曾三川下流部における不法係留船の係留箇所は全域にわたり広く点在しているが、平成 18 年の調査結果から、下記の①②③を当面の重点的撤去区域とする。

①「ケレップ水制群」

(許可施設以外で不法係留船の数が多し。不法係留船に占める所有者不明の割合が高い。沈・廃船が多い。土木遺産である。)

②「船頭平閘門木曾川水路及び西川地先」

(許可施設以外で不法係留船の数が多し。不法係留船に占める所有者不明の割合が高い。重要文化財である船頭平閘門の接続水路である。木曾川水路における航路の阻害となっている。西川地先は本川内に位置しているため係留した船舶により流下阻害の恐れがある。)

③「油島地先」

(許可施設以外で不法係留船の数が多し。不法係留船に占める所有者不明の割合が高い。治水神社等の歴史的建造物、国の史跡である千本松原や木曾三川公園の近隣である。)

強制的な撤去措置実施年度は、不法係留実態、措置の周知及び準備期間等を鑑み下記のとおりとする。(資 14)

平成 23 年度 ケレップ水制群 (木曾川右岸 14.0 ~ 24.4 km 附近)
(資 15~17)

平成 24 ~ 25 年度 船頭平閘門木曾川水路 (木曾川右岸 12.6 km 附近) 及び
西川地先 (同 10.4 km 附近) (資 18~21)

平成 26 ~ 27 年度 油島地先 (揖斐川左岸 14.0 km 附近) (資 22)

重点的撤去区域は不法係留の実態及び対策の進捗状況等を総合勘案して順次定めるが、最終的には木曾三川下流部全体に設定するものとする。

Ⅲ. 係留・保管施設等に係る年次計画

1. 係留施設の現状と問題点

【変形護岸】

河川工事の支障となる係留船の移動場所として、高水敷の一部を利用して低水護岸を整備し、地元自治体が占用して船舶の係留を認めている。

現状としては、本来の使用者の所有ではない船の係留、栈橋等の不法工作物の設置、係留船舶が不在となった変形護岸、所有者の管理不行き届きによる沈船・転覆による油漏れ等の水質事故、洪水時の避難場所不足等の問題があることから、管理手法の再点検、変形護岸の整理集約・廃止・利活用、出水時避難場所の確保が必要となっている。(資 9,14)

【暫定係留施設 (船頭平防災栈橋)】

船頭平閘門長良川水路に国が防災栈橋を設置、不法係留船対策として 10 年間の暫定係留期限をもって船頭平地区環境整備協議会が暫定係留施設として占用し、当該場所に過去から係留していた船舶の使用を認め現在に至っている。

管理は占用者から委託を受けた者が行い、平成 17 年の占用及び使用開始以降、重大な問題は生じておらず適正な管理運営が行われている。

防災栈橋の設置・利用目的に対応した取り組みとして占用者が防災訓練を年 1 回実施している。

係留許可を受けた者は、使用規則において暫定係留施設へ係留を開始したあとも恒久

的保管施設の確保に努めることとなっている。

暫定係留期限は平成27年3月31日であり、期限到来後は占用を廃止することとしている。(資 10,14)

【マリーナ】

木曾三川下流部における民間マリーナは2カ所、伊勢湾全体では12カ所(民間・公共マリーナ)となっている。

2. 年次計画(平成23~27年度)

(1) 変形護岸

占有者は係留実態調査を行い、許可係留船舶をIの3.(1)(ア)(イ)に合致させるものとし、不法係留の排除及び不法工作物の撤去など適切な管理運営を行うこととする。

係留船舶が減少している変形護岸は、許可施設以外の不法係留船のうち生業船であってIの3.(1)(ア)(イ)に合致する船舶を含めて整理集約する。

係留船舶が存在しない変形護岸は廃止する。(資 14)

(ア) 過去の経緯から生業以外の用に供する船舶の使用許可を認めている変形護岸について

占有者はIの3.(1)(ア)(イ)に合致しない船舶を変形護岸から民間マリーナ等へ移動させる。当該船舶の移動にあたっては所有者の自助努力で行うものとする。

当該船舶が民間マリーナ等へ移動するまでの間、占有者は適切な管理運営を行い当該船舶の権利譲渡や隻数の追加は認めない。

(2) 暫定係留施設(船頭平防災栈橋)

防災栈橋の設置・利用目的は災害時を想定したものであり、平時の有効利用として、舟運等が乗下船場として使用することは可能としても、民間個人の船を係留させることは、本来の設置・利用目的と大きく異なってくるものであるが、不法係留船対策として、船頭平地区環境整備協議会が占用し10年間の暫定係留を防災栈橋に認めたものである。

従って、平成27年3月31日の暫定係留期限経過後は暫定係留施設としての占用を廃止する。

使用規則において係留許可を受けた者は、暫定係留施設へ係留を開始したあとも恒

久的保管施設の確保に努めることとなっているため、確保ができないことを理由に占用廃止後の継続係留を認めることはできない。

暫定係留船のうち生業船であってⅠの3.(1)(ア)(イ)に合致する船舶については、自助努力によって係留場所を確保しなければならないが整理集約後の変形護岸に占有者の係留許可を得たのちに係留することは可能とする。(資 9,14)

(3) 出水時等における避難場所の確保

変形護岸に許可係留している船舶の所有者は、出水時等における船舶の避難場所を確実に確保するものとする。

(4) 生業船以外の船舶に係る新たな恒久的係留・保管施設等の整備について

民間活力等による施設整備が考えられることから、船舶対策協議会から地域に向けて施設整備に係る情報を幅広く発信していく。

IV. その他

1. 条例整備に向けた取り組み

船舶の係留・保管の適正化を進めるため、地方自治体における条例の制定を求める取り組みを進める。

2. 関係者への広報啓発活動の取り組み

水域利用の秩序の確立や係留・保管の適正化を図るためには、船舶所有者の自己責任の原則を前提にしながら関係者の責務を明確にし、水域利用のルールやマナーの遵守等について意識の啓発活動を行うことが重要である。

特に、プレジャーボート等販売事業者及びマリーナ事業者並びに利用者団体等においては、利用者と直接相対する立場にあることから、係留・保管に関する情報の提供やルールやマナーの遵守等の意識啓発活動について積極的な役割を果たしていくことが望まれる。就いては、各水域管理者は地方公共団体や各種事業者等と情報交換や調整を行う等連携を図りつつ、広く情報提供や啓発活動を実施することとする。(資 23)

3. 計画推進のための体制整備

水域利用の秩序の確立や係留・保管の適正化を図るためには、河川、港湾、漁港の各水域管理者による取り組みだけでなく、関係自治体、警察機関、海上保安機関等の行政機関のほか、プレジャーボート等製造・販売事業者、マリーナ事業者、利用者団体、漁

業関係者等が相互に連携することが重要である。

木曾三川下流部においては、不法係留船対策に係る規制及び係留保管施設整備の検討機関である「木曾三川下流部船舶対策協議会」は、水面利用ルールの設定・周知・啓発活動を実施している「木曾三川下流部水面利用協議会」と連携し、定期的に情報交換や連絡調整を行うなど効果的な対策を講じていくこととする。(資 24)

4. 年次計画の実効確保

本計画のⅠ（木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画検討の基本的考え方）の1～4を達成するため、Ⅱ（強制的撤去措置）及びⅢ（係留保管施設等）の年次計画については不法係留実態等に対応した実効あるものとなるよう必要に応じて適宜見直しを行う。

平成23年6月22日策定